

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 14 日（月）午後 1 時 30 分～
- 2 開催場所 たかつガーデン 3 階 カトレア
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の評議員でございました東淀川区社会福祉協議会長の北野昇様が 9 月 24 日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

（黙 祷）

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数 51 名、現在員数 46 名、本日の出席者 31 名、書面による出席 9 名、出席者合計 40 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 7 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

まず、はじめに、平成 28 年 6 月 1 日付けで、西嶋専務理事が就任いたしましたので、ごあいさつ申し上げます。

西嶋専務

（あいさつ）

司 会

続きまして、新たに、ご就任いただきました評議員の皆様をご紹介申し上げます。

西区社会福祉協議会長の笹野井庸夫評議員でございます。福祉局生活福祉部長の坂田洋一評議員でございます。こども青少年局子育て支援部長の工藤誠評議員でございます。福祉担当課長会幹事長の平松俊輔評議員でございます。保健業務担当課長会幹事長の太田智明評議員でございます。なお、大阪市青少年指導員連絡協議会長の加藤正也評議員、健康局健康推進部長の高野修一評議員につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。まずは、本日ご審議いただきます評議員会議案書です。資料 1-1、1-2 定款の変更についてお諮りする資料でございます。事前資料として、11 月 4 日付けで、送付させていただきましたが、11 月 11 日に関係政省令が発出され、また、事前に示されていた定款例から文言の追加・修正等が示されたことから、本日お配りしております資料はそれらを反映したものとなっております。ご理解・ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。資料 2-1、2-2 平成 28 年度補正予算についてお諮りする資料でございます。資料 3 理事の選任（補充）についてお諮りする資料でございます。

では、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長

（あいさつ）

司 会

ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 6 項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

司 会 異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会長の吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社協の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、住吉区社会福祉協議会長の白川評議員と、福島区民生委員児童委員協議会長の高田評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 定款の変更(案)について

吉川議長 それでは、第1号議案 定款の変更(案)について、説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。資料1-1をご覧ください。

今回、ご審議いただきますのは、平成29年4月1日から改正社会福祉法が本格施行することに伴い、定款を全面改正するものでございます。今回の全面改正に伴い、まずは、主な変更点をまとめておりますので、資料1-2に基づき、ご説明させていただきます。

資料1-2をご覧ください。はじめに、評議員・評議員会についての主な変更点でございます。

社会福祉法人制度改革におきましては、経営組織のガバナンスの強化として、評議員会を必置とし、役員の選任等、法人運営に係る重要事項の議決機関としての位置づけが明確化されたところでございます。

(1) 評議員の定数につきましては、現在は理事定数の2倍を超える人数と規定されておりますが、改正社会福祉法では、理事員数を超える人数(7名以上)とし、厚生労働省が示しております定款例では、○名以上○名以内とされていることから、円滑な運営に資するため、現在の51名を見直し、7名以上32名以内を置くことと規定しております。

(2) 評議員の任期につきましては、現在の2年から4年以内としております。評議員の任期につきましては、現在、平成29年5月15日まででございますが、改正社会福祉法の施行に伴い、現任期は平成29年3月31日までとなり、新たに平成29年4月1日から4年間の任期となります。

2頁をご覧ください。(3) 評議員の権限につきましては、改正社会福祉法に規定された事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができるとされていることから、第11条にその権限を規定したものでございます。具体的に申しますと、改正社会福祉法に規定されている決議事項は、(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任、(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準、(6) 計算書類の承認、(8) 定款の変更、(11) 社会福祉充実計画の承認、(12) 役員等の

損害賠償責任の免除又は一部免除、(14) 吸収又は新設合併契約の承認、でございます。その他この定款で定められた事項が決議事項となります。

3 頁をご覧ください。2 評議員選任・解任委員会の設置でございます。

改正社会福祉法において、評議員の選任及び解任は、定款に定めるところによるものとされ、理事が評議員を選任及び解任することは認められないと規定されていることから、第7条において、評議員選任・解任委員会を設置し、委員会で評議員を選任・解任することを規定するものでございます。

3 役員及び会計監査人でございます。(1) 役員及び会計監査人の定数について、改正社会福祉法に基づく定款例では、理事の定数については、〇名以上〇名以内と示されていることから、定数の表記等について見直し、理事6名以上23名以内を置くとしております。また、先日、11月11日に発出された政令におきまして、収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人は会計監査人を設置しなければならないと示され、本会において会計監査人による監査が義務付けられることから、第4項に、会計監査人を置くとして規定しております。

4 頁をご覧ください。(2) 役員及び会計監査人の選任につきましては、評議員の決議であり、その候補者につきましては、理事会において推薦の提案を行うとしております。また、改正社会福祉法に基づき、会長、副会長、常務理事の選任は理事会の決議事項としております。なお、現定款では、専務理事1名、常務理事1名をおくと規定しておりますが、現状に合わせ1名とし、かつ、他の政令指定都市社協とも合わせ、専務理事から常務理事と名称を変更いたします。

(3) 役員及び会計監査人の任期につきましては、理事、監事の任期は2年、会計監査人の任期は1年としております。理事、監事の任期につきましては、現在、平成29年6月2日まででございますが、平成29年度の決算評議員会終了日までとなり、以後、2年間の任期となります。

5 頁をご覧ください。(4) 役員及び会計監査人の解任につきましては、評議員会の決議事項として規定しております。

(5) 理事会の権限につきましては、(1) 本会の業務執行の決定、(2) 理事の職務の執行の監督、(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職と規定しております。

4 定款の施行日につきましては、平成29年4月1日でございます。

改正社会福祉法の本格施行に伴う定款に係る主な変更点は以上でございます。

資料1-1をご覧ください。ただ今、ご説明いたしました主な変更点につきましては、2頁、第2章、第6条「評議員の定数」から12頁「附則」まで、ゴシック体で表記しておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。その他の変更点について説明させていただきます。

3 頁をご覧ください。第12条「評議員会の開催」は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催し、第14条「決議」については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとし、(1) 監事の解任、(2) 定款の変更、(3) その他法令で定められた事項については、3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないとしております。

6 頁 第27条「理事会の決議」については、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとしております。

7 頁、第29条「会員」に関する規程は評議員会の決議事項としております。

第2号議案につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い

輪違局長 いたします。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員 評議員の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとありますが、書面による出席はできないということですか。

輪違局長 はい、書面出席は認められていません。

山田評議員 それは理事会も同じですか。

輪違局長 はい、同じです。

山田評議員 会計監査人候補者の選定は既に行っているとの説明でしたが、どのような形で行ったのですか。また、今後のスケジュールも教えていただければお願いします。

輪違局長 会計監査人については、29 年度以降設置する予定としておりますが、まずは 28 年度の会計状況を一定見ていただき、29 年度に開催する評議員会で会計監査人を選定することになります。

山田評議員 評議員選任・解任委員会のスケジュールと、その委員はどのように選ばれるのか、お聞きしたい。

浅井室長 事務局の浅井でございます。
本日、定款変更のご承認をいただきました後、大阪市に定款変更の認可申請をいたします。認可がございましたら新たな定款の記載例にならって、評議員選任・解任委員会を設置いたします。設置にあたりましては、設置に関する規程等をお諮りしたうえで、その規程に基づき設置する予定でございます。評議員選任・解任委員会の委員構成につきましては、外部委員 2 名、監事 2 名、事務局員 1 名の計 5 名で考えています。

山田評議員 それは今の理事会で審議するのですか。

浅井室長 定款の変更の認可がおりた後の理事会ということになりますので、現理事会でお諮りすることになります。

吉川議長 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 2 号議案> 平成 28 年度補正予算 (案) について

吉川議長 続きまして、第 2 号議案の平成 28 年度補正予算 (案) について、説明してください。

輪違局長

第2号議案平成28年度補正予算(案)についてご説明いたします。

第1号議案、定款の変更でもご説明いたしましたが、平成29年4月1日から本格施行となります社会福祉法人制度改革におきまして、社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、一定規模以上の法人には会計監査人による監査が義務付けられました。先日、11月11日に発出された政令におきまして、一定規模以上の法人とは、平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人と示されたことから、本会におきましても、会計監査人の設置が義務づけられ、平成28年度中に会計監査人候補者の選定、予備調査を行う必要がございます。会計監査人候補者につきましては、平成28年9月28日に、外部委員を含む「会計監査人候補者選定委員会」を開催し、「かがやき監査法人」を選定いたしましたので、ご報告いたします。

会計監査人は、平成29年度開催の定時評議員会で選任することになりますが、平成29年度会計監査実施に向け、平成28年度会計から内部統制の整備や現状の会計処理方法等を確認・改善する予備調査が必要であることから、今回、法人運営事業、事務費支出の「業務委託費支出」として、増額をお願いするものでございます。

それでは、資料2-2の「平成28年度2次補正収支予算(案)の概要について」の「平成28年度2次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。この総括表は、資料2-1、平成28年度2次補正予算書(案)1頁の総括表の各科目の収入及び支出の合計額と当期資金収支差額、前期末支払資金残高、当期末支払資金残高を表したものでございます。今回の補正額につきましては、支出は、表の中段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動支出(2)が108万円の増額でございます。この結果、補正後の支出額は、右端ゴシック体の「補正後予算額」欄の事業活動支出(2)が52億6,711万1千円となります。これによりまして、表の下段部分、補正後の当期資金収支差額(11)は、マイナス3,583万1千円となり、前期末支払資金残高(12)5億1,357万6千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は4億7,774万5千円とあいなる次第でございます。

以上、平成28年度2次補正予算(案)についてご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくごお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 理事の選任(補充)について

吉川議長

続きまして、第3号議案 理事の選任(補充)について、説明してください。

輪違局長

第3号議案 理事の選任について、ご説明申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております資料3をご覧くださいと存じます。

「区社会福祉協議会の代表者」におきまして、天王寺区社会福祉協議会の小西丕会長、淀川区社会福祉協議会の高橋寛会長、鶴見区社会福祉協議会の木村武史会長のご退任に伴いまして、3名欠員が生じていることから、後任には、都島区社会福祉協議会の中辻豊会長、大正区社会福祉協議会の寄本文信会長、東住吉区社会福祉協議会の川本公夫会長にそれぞれご就任をお願いしたいと存じます。

任期につきましては、現定款に基づきまして、平成28年11月15日から、現任

輪違局長 期の残任期間であります平成 29 年 6 月 2 日まででございます。
以上、第 3 号議案理事の選任（補充）につきまして、説明させていただきました。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。
本日もご審議いただき案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を
頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。